

東かがわ市告示第46号

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年東かがわ市告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象世帯)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 夫婦いずれもが、次に掲げるいずれかの講座等を事業年度に受講したものであること。</u></p> <p><u>ア ライフデザイン支援講座</u></p> <p><u>イ プレコンセプションケアに関する講座</u></p> <p><u>ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談</u></p> <p><u>エ 共家事・子育て講座</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 夫婦いずれもが、過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがないこと。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 夫婦それぞれの受講講座等とその内容が分かる書類</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>	<p>(補助対象世帯)</p> <p>第2条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1)～(4) 略。</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 夫婦いずれもが、過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p>

改正後

改正前

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号 (第5条関係)

東かがわ市長 様

住所
氏名
連絡先

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、世帯の住民基本台帳の記録、戸籍の記録、市税等の滞納状況について、調査することに同意します。

		夫	妻	
フリガナ				
氏名				
婚姻日		年 月 日		
婚姻日における年齢		歳	歳	
所得金額		円	円	
貸与型奨学金の年間返済額		円	円	
補助対象経費に係る手当等		有・無	有・無	
補助対象経費に係る公的制度の補助		有・無	有・無	
受講講座等				
対象経費内	住居費用	購入費用	契約締結年月日 年 月 日	
		貸借時の初期費用	契約金額	円
			契約締結年月日	年 月 日
			敷金	円
			礼金	円
	仲介手数料	円		
	引越費用	小計(A)	円	
		引越を行った日	年 月 日	
	リフォーム費用	費用(B)	円	
		リフォームを行った日	年 月 日	
費用(C)		円		
対象経費合計(A+B+C)		円		
補助金申請額(1,000円未満切捨て)		円		
上限額 夫婦ともに29歳以下60万円 左記以外30万円		円		

【添付資料】婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し

- 住民票の写し
- 夫婦の所得証明書
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(借入れがある場合のみ必要)
- 住居の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し
- 住居費及び引越費用に係る領収書の写し
- リフォーム費用に係る領収書の写し
- 勤務先からの手当等が分かる書類(勤務先から手当等の支給があった場合)
- 東かがわ市結婚新生活支援事業補助金誓約書(様式第2号)
- 夫婦の受講講座等とその内容が分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

東かがわ市長 様

住所
氏名
連絡先

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

東かがわ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、世帯の住民基本台帳の記録、戸籍の記録、市税等の滞納状況について、調査することに同意します。

		夫	妻	
フリガナ				
氏名				
婚姻日		年 月 日		
婚姻日における年齢		歳	歳	
所得金額		円	円	
貸与型奨学金の年間返済額		円	円	
補助対象経費に係る手当等		有・無	有・無	
補助対象経費に係る公的制度の補助		有・無	有・無	
対象経費内	住居費用	購入費用	契約締結年月日 年 月 日	
		貸借時の初期費用	契約金額	円
			契約締結年月日	年 月 日
			敷金	円
			礼金	円
	仲介手数料	円		
	引越費用	小計(A)	円	
		引越を行った日	年 月 日	
	リフォーム費用	費用(B)	円	
		リフォームを行った日	年 月 日	
費用(C)		円		
対象経費合計(A+B+C)		円		
補助金申請額(1,000円未満切捨て)		円		
※夫婦ともに29歳以下：上限60万円 上記以外：上限30万円		円		

【添付資料】

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し
- 夫婦の所得証明書
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(借入れがある場合のみ必要)
- 住居の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し
- 住居費及び引越費用に係る領収書の写し
- リフォーム費用に係る領収書の写し
- 勤務先からの手当等が分かる書類(勤務先から手当等の支給があった場合)
- 東かがわ市結婚新生活支援事業補助金誓約書(様式第2号)
- その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。